

# 審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項：第39条
処分の概要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：徳島県知事、徳島県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：徳島県公安委員会 （徳島県警察本部交通部交通規制課及び警察署交通課）
問合せ先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制係 （088-622-3101 内線5172～5174） 警察署交通課
備考：